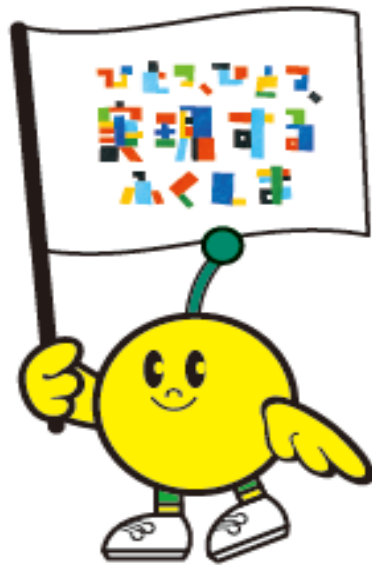


令和2年度

精神保健福祉センター報

第 49 集



キビタン©福島県

福島県精神保健福祉センター

はじめに

令和2年はコロナ禍のもとでの1年となり、対人支援や研修会など、人と人との接触を伴う業務については、オンラインの活用など、様々な工夫が必要となった1年でした。

コロナ禍は一種の災害といってもよいでしょうが、地震や水害といった自然災害と違って、状況が遷延していること、自粛や活動停止といった対応による二次的な経済生活面への影響があるなどの点で、ストレスのかかり方が異なります。これが精神保健的にどのように影響しているかについては、未知数な点も多いかと思います。慢性的なストレスについては、鬱や不安、依存症などの疾患の増加は懸念されるどころです。もっとも、それに対する対応としては、メンタルヘルス向上に向けた生活習慣、早期発見と早期治療といった基本的な対応から特に大きく変わるというものではありません。

人との接触制限が長く続くという状況は、今後、社会のあり方や私たちの価値観にも影響してくるかもしれません。これはひとえに精神保健の問題ということではなく、より大きな問題ということになりますが、そうした変革の流れの中で、新たなメンタルヘルスの問題が出てくることも考えられます。私たちは、今の状況に対応するということが求められているとともに、そうしたいわば時代の流れを踏まえたこれからの問題にも注意を払っていく必要があるかと思っています。

令和3年12月

福島県精神保健福祉センター所長 畑 哲信

目 次

I 精神保健福祉センターの概要

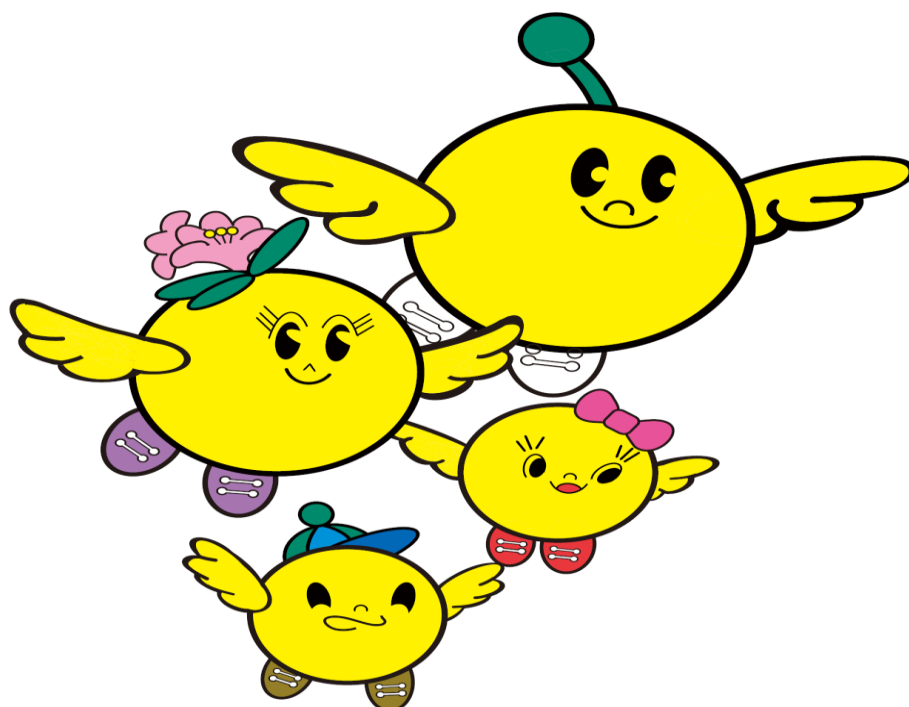
1 沿 革	1
2 施設の現況	1
3 職員の構成	2
4 業務の内容	2

II 業務実績

1 普及啓発	3
2 関係機関職員の教育研修	3
3 技術指導・技術援助	5
4 精神保健福祉相談及び相談に付随する診療状況	7
5 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業	11
6 自殺対策関連事業	13
7 特定相談事業	17
8 薬物関連相談事業	18
9 依存症相談拠点事業	18
10 精神保健福祉協力組織の育成	20
11 福島県精神医療審査会事務	20
12 災害時精神医療体制整備事業	21
13 精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療（精神通院医療）の判定及び承認	22

III 参考資料

1 精神科病床を有する病院数、入院患者数	23
2 在院患者数、性・年齢・病類別	23
3 自殺者数の推移	24



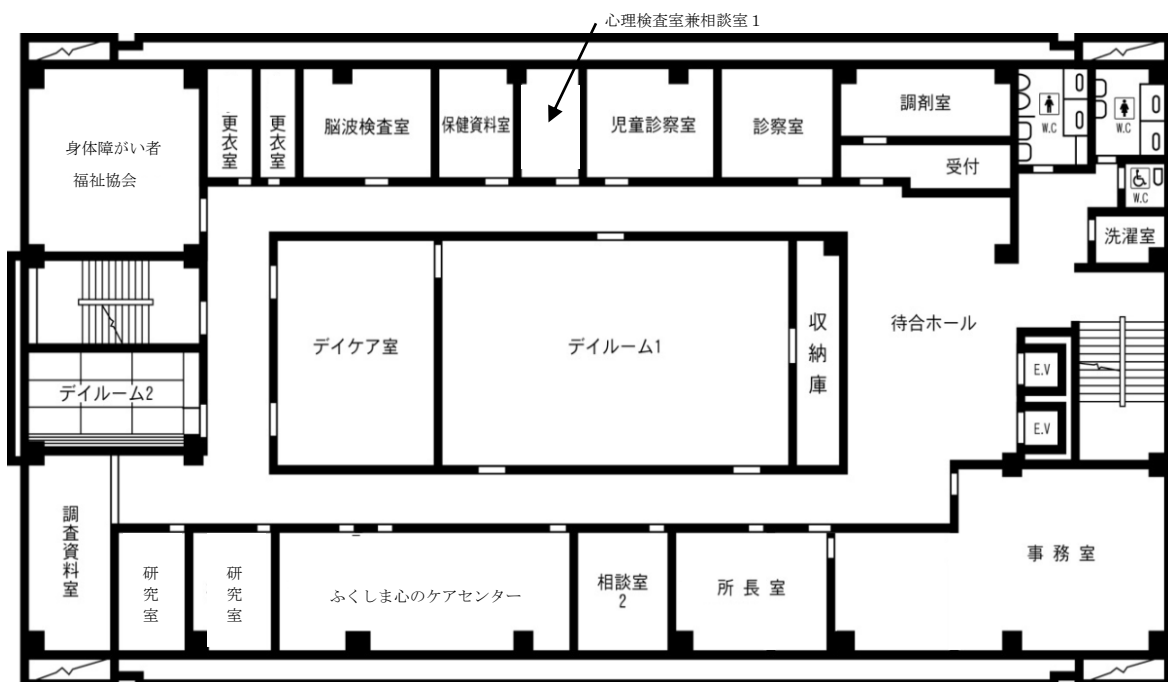
I 精神保健福祉センターの概要

1 沿革

昭和 25 年	精神衛生法制定
昭和 35 年 7 月 1 日	精神衛生相談所を福島保健所（福島市御山町 48）に併設
昭和 39 年	福島県精神衛生相談所条例施行
昭和 40 年	精神衛生法の一部改正
昭和 40 年 6 月 30 日	精神衛生相談所の名称が精神衛生センターに改正
昭和 47 年 4 月 1 日	福島県精神衛生相談所条例が廃止され福島県精神衛生センター条例施行 福島市森合町 10-9 に移転
昭和 62 年	精神衛生法が改正され精神保健法制定
昭和 63 年 7 月 1 日	福島県精神衛生センター条例が一部改正され福島県精神保健センター条例へ 福島県精神衛生センターの名称が福島県精神保健センターに改正
平成 5 年	精神保健法の一部改正 障害者基本法制定
平成 5 年 12 月 13 日	福島県保健衛生合同庁舎（福島市御山町 8-30）に移転
平成 7 年	精神保健法が改正され精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という。）に名称変更
平成 7 年 10 月 13 日	福島県精神保健センター条例が福島県精神保健福祉センター条例へ改正 福島県精神保健センターの名称が福島県精神保健福祉センターに改正
平成 11 年	精神保健福祉法の一部改正
平成 17 年	精神保健福祉法の一部改正 障害者自立支援法の制定
平成 18 年	自殺対策基本法の制定
平成 24 年	障害者自立支援法に代わり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）の制定
平成 25 年	精神保健福祉法の一部改正

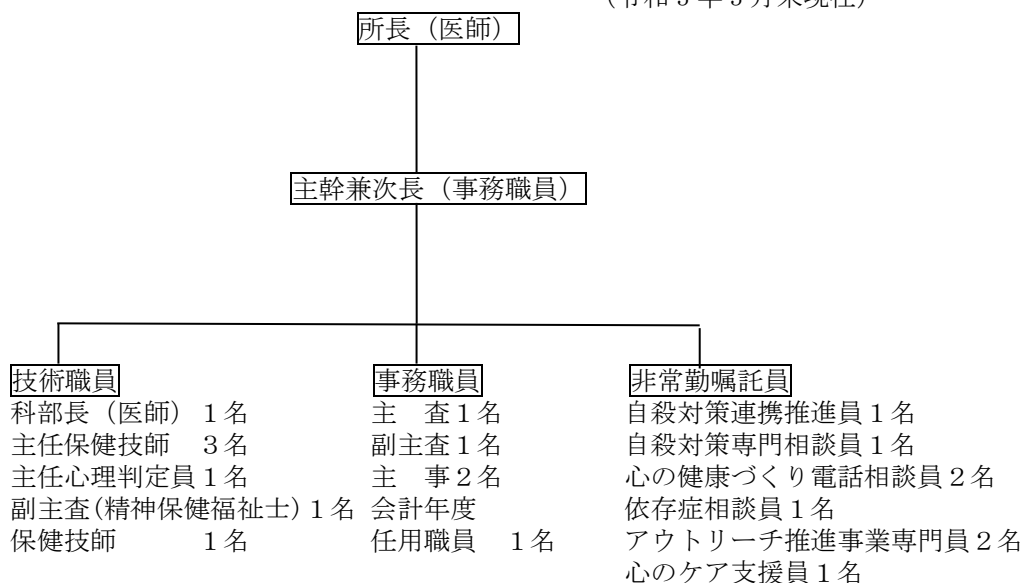
2 施設の現況

- (1) 所在地 〒960-8012 福島市御山町 8 番 30 号 福島県保健衛生合同庁舎 5 階
- (2) 建物 鉄筋コンクリート造、 建面積 813.8 m²（5 階部分）
- (3) 施設完成日 平成 5 年 11 月 24 日、同 12 月 13 日移転



3 職員の構成

(令和3年3月末現在)



4 業務の内容

精神保健福祉センターにおいて行う業務は、次のとおりです。

- (1) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及に関すること。
- (2) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する調査研究に関すること。
- (3) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び指導並びにこれらに付随する診療に関すること。
- (4) 精神医療審査会の事務に関すること。
- (5) 精神保健福祉法第45条第1項の申請に対する決定及び障害者総合支援法第52条第1項に規定する支給認定（精神障害者に係るものに限る。）に関する事務に関すること。
- (6) 障害者総合支援法第22条第2項の規定により、市町村が同条第1項に規定する支給要否決定を行うに当たり意見を述べること。
- (7) 障害者総合支援法第26条第1項の規定により、市町村に対し技術的事項についての協力その他の必要な援助を行うこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、その設置の目的を達成するために必要な業務に関すること。

(福島県精神保健福祉センター条例（昭和47年福島県条例第18号）第3条より）

※ 参照法令

ア 精神保健福祉法第45条第1項(精神障害者保健福祉手帳)

精神障害者(知的障害者を除く。)は、厚生労働省令で定める書類を添えて、その居住地(居住地を有しないときは、その現在地)の都道府県知事に精神障害者保健福祉手帳の交付を申請することができる。

イ 障害者総合支援法第52条第1項(自立支援医療費の支給認定)

自立支援医療費の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、市町村等の自立支援医療費を支給する旨の認定(以下「支給認定」という。)を受けなければならない。

ウ 障害者総合支援法第22条(支給要否決定等)

市町村は、障害者等の障害程度区分、当該障害者等の介護を行う者の状況、当該障害者等の置かれている環境、当該申請に係る障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービスの利用に関する意向等を勘案して介護給付費等の支給の要否の決定を行うに当たり精神保健福祉センター等の意見を聴くことができる。

エ 障害者総合支援法第26条第1項(都道府県による援助等)

都道府県は、市町村の求めに応じ、市町村が行う第19条から第22条まで、第24条及び前条の規定による業務に関し、その設置する身体障害者更生相談所等による技術的事項についての協力その他市町村に対する必要な援助を行うものとする。

Ⅱ 業 務 実 績

1 普及啓発

(1) 研修会等

事業名	実施日・場所	参加者数	開催内容
アディクションフォーラム	令和2年9月24日 (木) 郡山市中央公民館 大ホール	73名	基調講演 『知って欲しい！身近にある依存症～なぜ、依存するのか。どう回復するのか。～』 講師 公益社団法人ギャンブル依存症問題を考える 会代表 田中紀子先生 体験発表 薬物・アルコール依存・ギャンブル依存症等の当事者等 講演『回復を支える山梨モデルの取り組み』 講師 一般社団法人 グレイス・ロード ナイトケア事業部施設長 服部善光先生
思春期精神保健セミナー	令和2年8月21日 (金) 郡山市中央公民館(勤労 青少年ホーム)	149名	○講演「ネット依存(ゲーム障害)の理解と対応 ～家族、支援者にできること～」 講師 独立行政法人国立病院機構 久里浜医療 センター 前園 真毅 氏

(2) 広報等

ア ホームページ

アドレス <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21840a/>

ホームページアクセス件数 20,072件/年

イ 精神保健福祉瓦版の発行

発行 計4回、ホームページに掲載

ウ アディクション伝言板の発行

発行 月1回 計12回、ホームページに掲載

エ リーフレットの作成配布

自殺対策関連の各種リーフレット等の作成、配布。詳細は自殺対策関連事業のページ参照

2 関係機関職員の教育研修

事業名	実施日・場所	参加者数	開催内容
精神保健福祉 地域関係職員 基礎研修	①令和2年6月2日 ②令和2年6月9日 ③令和2年6月16日 ④令和2年6月23日 ⑤令和2年6月30日 (ホームページを利用した通信教育形式)	75名	①福島県の精神保健福祉施策 ②精神疾患の理解と対応 ③個別相談の進め方(1) ④個別相談の進め方(2) ⑤事例検討

テーマ別研修会	令和3年3月3日 13:30~15:15 (Web と来所によるハイブリット形式)	56名	講義「当事者からの学びー依存症の本質／回復／予防的視座／支援とは」 講師 医療法人昨雲会 飯塚病院 医師 小林 恒司 先生
地域ケア検討会	定例 令和2年7月29日 10月14日 11月19日 計3回	7名 7名 8名 計22名	精神保健福祉センターの来所及び電話相談についての事例検討 検討事例数 実7事例・延べ7事例

【学生実習】

ポラリス保健看護学院（中止）	3名
福島看護専門学校	40名
福島東稜高等学校看護専攻科	38名
福島県立総合衛生学院看護学科	20名
福島大学大学院人間発達文化研究科	9名

【図書ビデオ等の貸し出し件数】

図 書	DVD
0件	0件

3 技術指導・技術援助

地域精神保健福祉活動を推進するため、保健所、市町村及び関係諸機関に対し、専門的立場から技術指導及び技術援助を行っています。

また、関係諸機関からの依頼に基づき、精神保健福祉に関連する研修会や会議等に職員を派遣しています。

(1) 技術援助・技術指導分類別内訳

区 分	技術指導・援助（延件数）													計
	老人精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	ゲーム	思春期	心の健康づくり	ひきこもり	自殺関連	犯罪被害	災害	その他	
保健所		320	3	3	1			6	1	100			19	453
市町村		229	1		2			3		184	1		3	423
福祉事務所		1	2							0			0	3
医療施設		30	1		1			1		0			5	38
介護老人保健施設		0	1							0			0	1
障害者支援施設		53			2					0			6	61
社会福祉施設		0								2			2	4
その他		285	10	13	17		3	9	1	133		1	50	522
実施件数	0	918	18	16	23	0	3	19	2	419	1	1	85	1,505

(2) 職員の派遣及び関連会議等への出席状況

ア 保健所等

依頼機関	内 容	担 当
県保健福祉事務所 市保健所 市町村	精神保健福祉法の通報に伴う精神保健指定医の診察	医師
	生活保護医療給付要否意見書等審査会	医師
	ケース会議	医師、保健師、心理判定員、精神保健福祉士、アウトリーチ推進事業専門員（医師、作業療法士）
	若者自殺対策事業	保健師、自殺対策連携推進員、基本計画策定支援員
	市町村自殺対策計画策定支援	医師、保健師、自殺対策連携推進員、基本計画策定支援員
	自殺対策事業打合せ	保健師、自殺対策連携推進員、基本計画策定支援員
	地域移行研修会	保健師
	ピアサポーター交流会	保健師
	会津障がい保健福祉圏域連絡会	保健師

イ 県部局等

依頼機関	内 容	担 当
知事部局	精神疾患休職職員復職審査	医師、心理判定員
児童家庭課	特別障害児扶養手当等審査	医師
こども・青少年政策課	福島県青少年支援協議会代表者会議	精神保健福祉士

	福島県再犯防止推進協議会	総務・保健師
高齢福祉課	福島県介護予防市町村支援委員会	保健師
障がい福祉課	福島県精神科救急医療システム連絡調整委員会	医師
	福島県自殺対策推進協議会	医師
	自殺対策関連打合せ	保健師 自殺対策推進員
	精神科病院実地審査	医師
	D P A T 研修会	精神保健福祉士
	D P A T 活動報告会	精神保健福祉士
	精神保健医療福祉の充実に向けた有識者懇談会	医師
	被災者心のケア事業運営委員会	医師、精神保健福祉士
	通報担当者会議	医師、保健師
	精神保健福祉担当者会議	保健師
	アルコール健康障害対策推進部会	医師・保健師
	福島県自殺対策推進協議会	医師
	福島県自立支援協議会人材育成部会	保健師
	コロナ心のケア関係	保健師 心理士

ウ 教育委員会

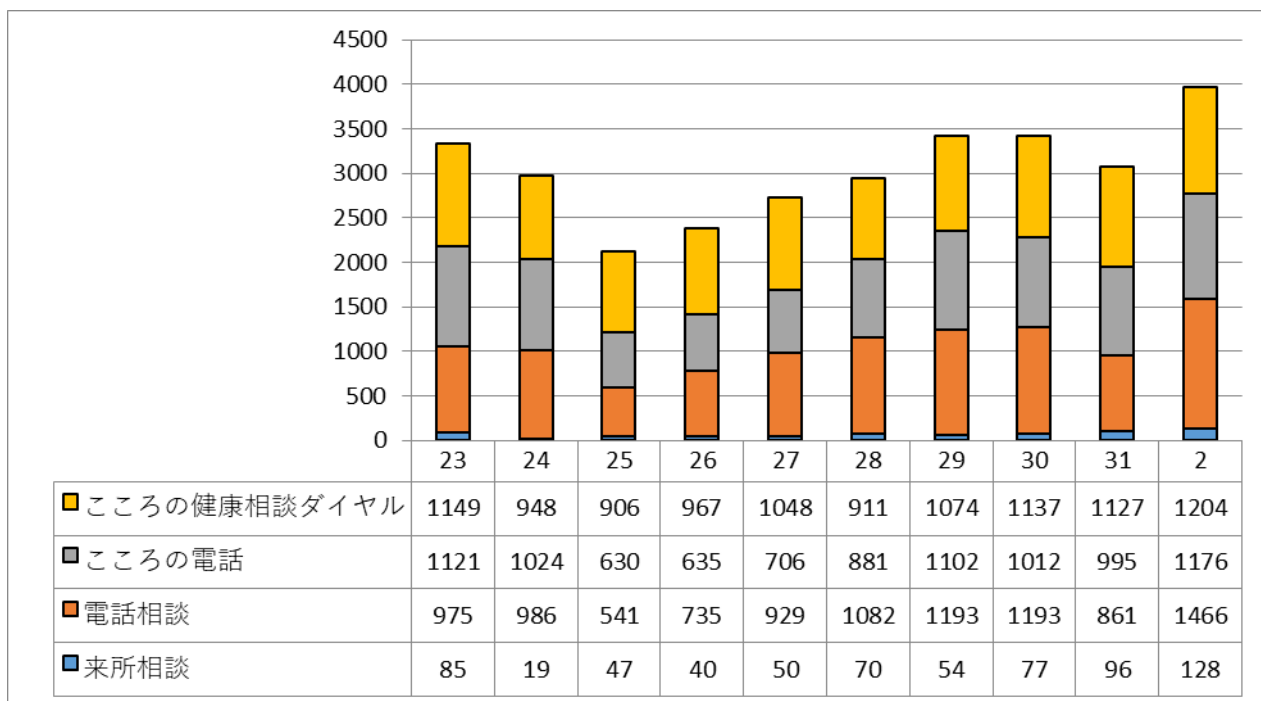
依 頼 機 関	内 容	担 当
福島県教育委員会	公立学校教職員神経・精神障がい審査委員会	医師
	若者自殺対策事業	医師、保健師、心理判定員、自殺対策連携推進員、基本計画策定支援員

エ その他の関係機関

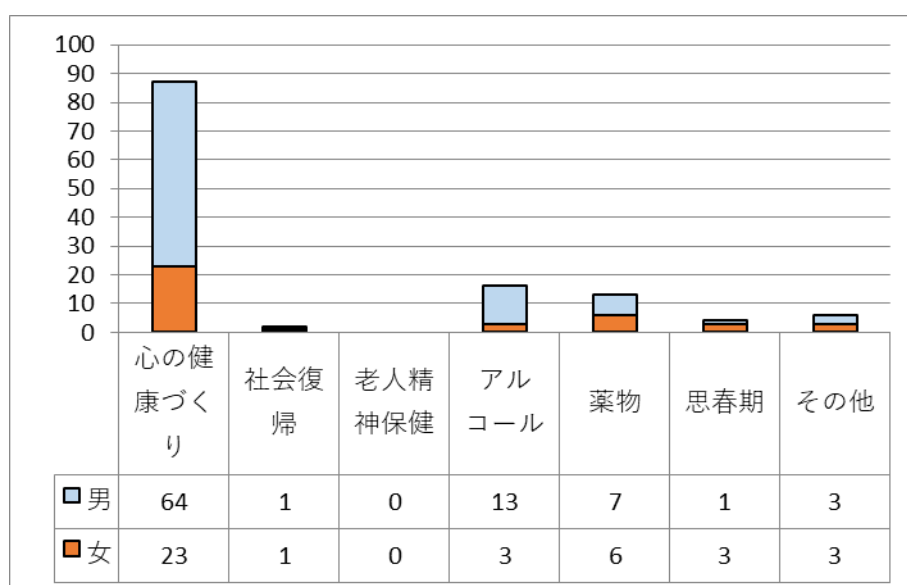
依 頼 機 関	内 容	担 当
福島県警察本部	警察学校講義	医師
	被害者等支援連絡協議会	保健師
福島保護観察所	薬物事犯ステップアッププログラム	心理師 依存症相談員
	職親会議	保健師・依存症相談員
	心神喪失者等医療観察法ケア会議	精神保健福祉士
	心神喪失者等医療観察制度運営連絡協議会	精神保健福祉士
	心神喪失者等医療観察法福島保護観察所との運営打合せ	精神保健福祉士
福島刑務所	福島刑務所研究授業	保健師 依存症相談員
特定非営利活動法人アイキャン	ピアサポーター活動支援事業理解促進研修会	保健師
ふくしま心のケアセンター	心のケアセンター運営委員会	医師
	心のケアセンター月例会議	総務
	心のケアありかた検討会	保健師
	アルコール対応力強化事業	保健師
相馬広域こころのケアセンター なごみ	精神障がい者アウトリーチ推進事業評価委員会	精神保健福祉士、アウトリーチ推進事業専門員（作業療法士）

4 精神保健福祉相談及び相談に付随する診療状況

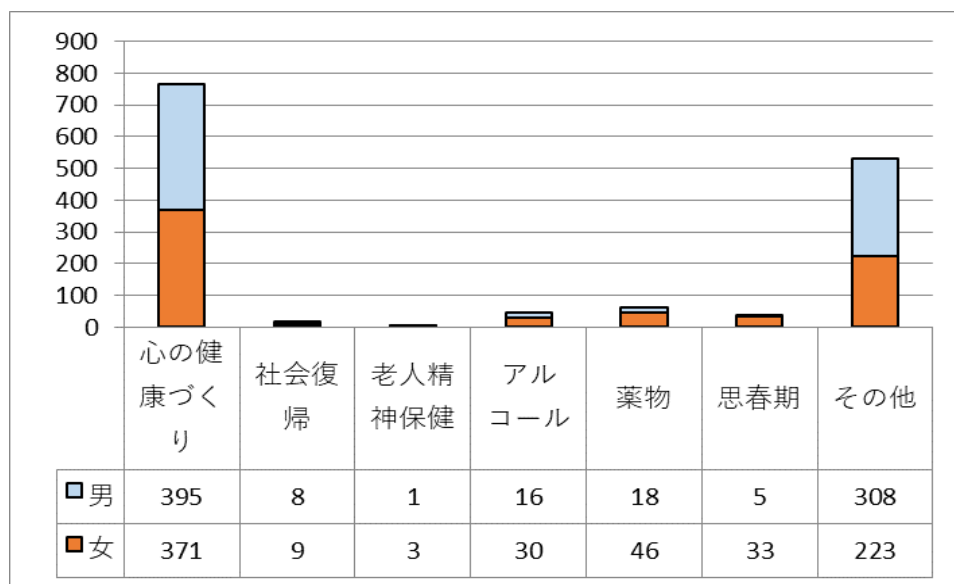
(1) 精神保健福祉相談(来所、センター代表電話・こころの電話・こころの健康相談ダイヤル) 件数の推移 (平成23～令和2年度)



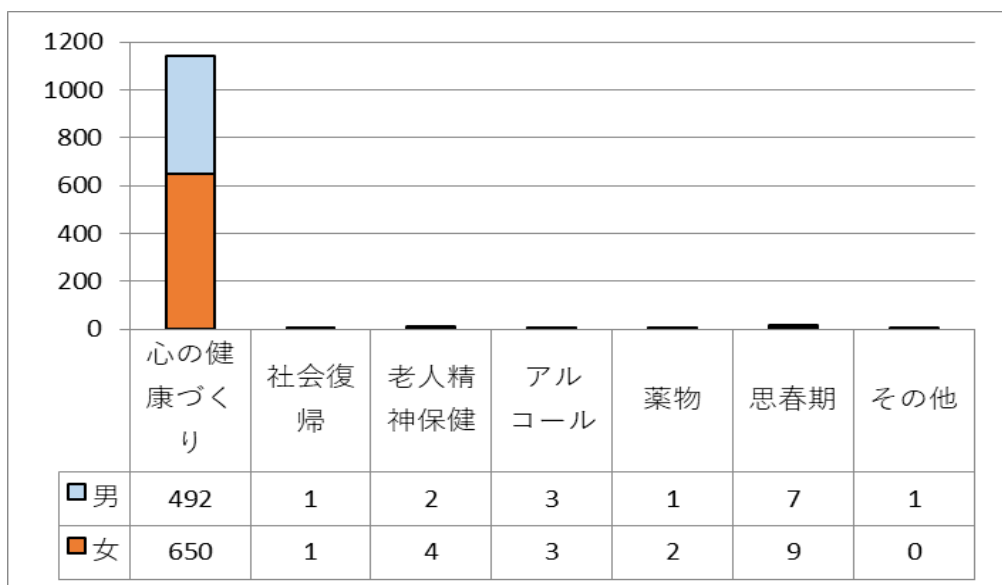
ア 来所による相談 (令和2年度)



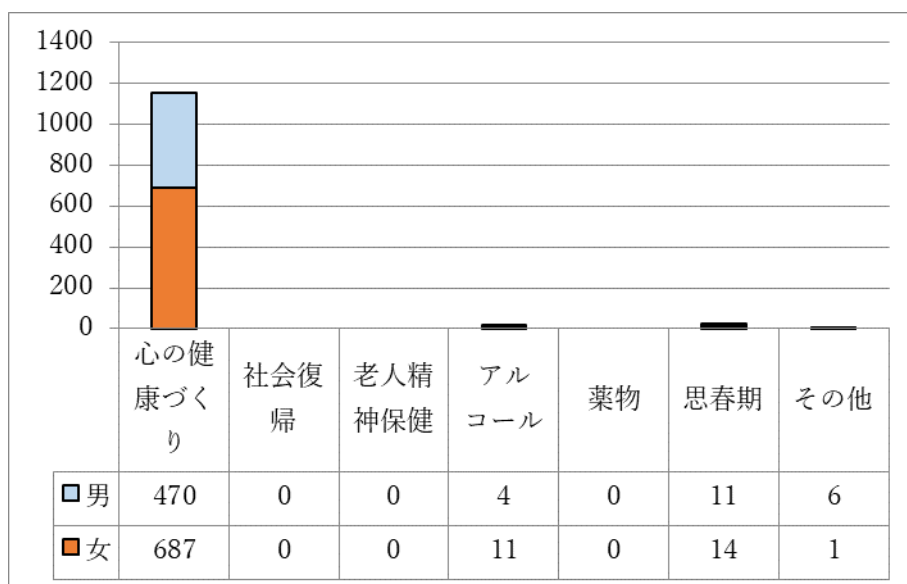
イ センター代表電話への相談（令和2年度）



ウ こころの電話への相談（令和2年度）



エ こころの健康相談ダイヤルへの相談（令和2年度）



(2) 精神科救急情報センター事業

福島県では、緊急な治療を必要とする精神障がい者のため、本人や家族、消防、警察等からの精神科救急に関する相談を受け付け、緊急性を判断して、精神科救急医療を提供する医療機関の紹介、医療機関や関係機関との連絡調整、情報交換を行い、受診の指示や当座どうすべきかの助言を提供する精神科救急情報センター事業を実施しています。

当センターでは、平成28年度から専用電話を設置して、本事業のうち平日の日中における精神科救急相談に対応しております。平成31年度からは夜間(17:00~17:15)に受けた相談実績のみ国へ報告しています。

・相談受付日時 月曜日～金曜日まで（土日、祝日、年末年始を除く）8：30～17：15

・令和2年度相談対応件数 28件 うち 報告相談件数 4件

(3) 相談に付随する診療状況

センター内診療施設において行っています。

ア 診療受付状況

	男	女	計
初回診療者数	8	8	16
再診療者数	12	7	19
診療者総数	20	15	35

イ 診療処理状況

診療実件数	35	投 薬	院内	0
診療延件数	173		院外	152
相談助言指導	0			
診療に伴う諸検査数	12			
諸検査の内訳	脳波	0		
	心理	10		
	血液	1		

ウ 診断名、年齢別、性別、診療実件数

診断名	年齢	性別	≤10	11～20	21～30	31～40	41～50	51～60	60<	計 (%)
			F0	症状性を含む器質性精神障害	男					
		女								
F1	精神作用物質による精神及び行動の障害	男								
		女								
F2	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	男						1	1	2(5.7%)
		女							2	2(5.7%)
F3	気分(感情)障害	男			1	2	1	5	4	13(37.1%)
		女			3	4	3	1	1	12(34.2%)
F4	神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	男					1			1(2.8%)
		女								
F5	生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	男								
		女								
F6	成人の人格及び行動の障害	男								
		女								
F7	精神遅滞	男				1	2			3(8.5%)
		女								
F8	心理的発達の障害	男					1			1(2.8%)
		女						1		1(2.8%)
F9	小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	男								
		女								
G4	てんかん	男								1(2.8%)
		女							1	1(2.8%)
その他		男								
		女								
計		男			1	3	5	6	5	20(57.1%)
		女			3	4	3	2	4	15(42.8%)

5 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業

(1) みんなでつくる心の地域包括ケアシステム構築推進事業

精神障がいの有無や程度に関わらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができる地域をつくるには、医療・障がい福祉・介護・住まい・社会参加・地域の助け合い・教育が包括的に確保された「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進める必要があります。

当センターにおいては、精神科医療機関職員を対象とした研修会や入院患者と精神障がい者ピアサポーターとの交流会を実施すると共に、精神障がい者ピアサポーターの活動体制整備や県委託事業に関する支援を行っています。

ア ピアサポーター活動支援研修

県内の精神科病院にピアサポーターの有効性を周知し活用促進を図るため、また、精神科病院内の入院患者の退院意欲を喚起するため、県内で登録している精神障がい者ピアサポーターを活用し、精神科病院職員を対象とした研修会や入院患者との交流会を開催していますが、新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため、開催を中止しました。

イ 精神障がい者ピアサポーター活動支援体制整備

福島県では、平成23年度から実施している精神障がい者ピアサポーター養成研修会で養成されたピアサポーターの活動の促進を図るため、平成26年度から「精神障がい者ピアサポーター活動支援体制整備要領」を制定し、精神障がい者ピアサポーターの登録制度を開始しました。

当センターでは、ピアサポーター及びその支援機関である協力事業所の登録事務を実施し、登録情報をホームページに掲載しています。また、ピアサポーター事例集等により関係機関にピアサポーターの活動を周知しています。

(ア)登録情報の管理

① 登録制度の改正について

ピアサポーター登録後の状況を定期的に把握し、ピアサポーターとの連携強化と活動促進を図るため、ピアサポーター登録制度を2年ごとの更新制へ改正しました。また、登録している全ピアサポーターへ登録継続の意思確認を行い、登録情報の更新を行いました。

② 登録状況について (R3.3.31 現在)

ピアサポーター登録者数 43人 協力事業所登録数 31ヶ所

(イ)ピアサポーター事例集による周知

下記事例集をホームページへ掲載、関係機関等からの問合せに応じて配布しました。

事例集の名称「精神疾患からのリハビリPart1～ピアサポーターの声～」

「精神疾患からのリハビリPart2～ピアサポーターを活用した事業事例集～」

(ウ)精神保健福祉瓦版ニュースへの掲載

県内のピアサポーターの活動を紹介するため、連載記事を掲載しました。

ウ 関係機関への支援

当センターでは、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築のため、福島県内で実施されている各種事業に協力しております。

(ア)福島県精神障がい者地域移行・地域定着促進検討会への協力

打合せへの参加、企画への協力等。

(イ)地域移行ネットワーク強化研修及び各圏域検討会への協力

行政説明の実施等。

(ウ)ピアサポーター活動支援事業(県委託事業)への協力

打合せへの参加、企画への協力等。

(エ)福島県自立支援協議会への協力

福島県自立支援協議会 人材育成部会へ部会構成員として参加。

福島県自立支援協議会へオブザーバーとして参加。

(2) 精神障がい者アウトリーチ推進事業

当センターでは、平成30年7月より精神障がい者の地域生活の定着を促進するための支援体制を構築することを目的として「福島県精神障がい者アウトリーチ推進事業」の実施を開始しました。居宅生活を送っている精神障がい者で、未受診・受療中断・病状不安定等により日常生活の危機が生じている支援対象者に対して、多機関・多職種チームによる地域生活継続のための支援を実施しております。

ア 個別支援の実施

支援対象者 26名 (R2.4.1～R3.3.31支援実数)

(内訳 未受診5名、受療中断18名、病状不安定3名)

ケース会議への出席 114回

アセスメント同行訪問 16回

継続的同行訪問 78回

イ 研修会の開催

アウトリーチ推進事業従事者の資質向上を図り、地域における支援力の向上と多機関ネットワークによるアウトリーチ支援の普及を目指すことを目的に研修会を開催しました。

NO	日時	開催場所	内容	参加者数
1	R2.9.2(水) 13:30～15:30	郡山市労働 福祉会館 大ホール	講演「精神障がい者の地域生活と医療のあり方を考える」 講師：国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 地域・司法精神医療研究部 地域・司法精神医療研究部長 藤井 千代 氏	62名
2	R2.11.4(水) 13:30～15:35	郡山市総合 福祉センター 5階集会室	講演「ひきこもりの理解と支援と、8050問題の課題 ～背景にある特性、生きづらさを考える～」 講師 鳥取県立精神保健福祉センター 所長 原田 豊 氏	162名 (来場 :31名 Zoom: 131名)

ウ 評価検討委員会の開催

関係機関（行政、医療機関、障がい福祉サービス事業所、当事者会、家族会等）との活動状況評価・検討を行い、地域における支援力の向上と多機関ネットワークによるアウトリーチ支援の普及に向けた協議を行うために評価検討委員会を開催しました。

(ア) 日 時 令和3年2月24日(水) 14:00～15:30

(イ) 場 所 郡山市総合福祉センター

(ウ) 内 容 1 報告「今年度のアウトリーチ推進事業の実施について」

福島県精神保健福祉センターより

2 事例紹介

「アウトリーチ活動における取組報告について」

県中保健福祉事務所 保健技師 舟田 莉佳 氏

事業利用者家族

3 意見交換

進 行 アウトリーチ推進事業専門員 医師

(公立大学法人福島県立医科大学医学部神経精神医学講座 講師)

後藤 大介

(エ) 参加者 25名

また福島県では、県内相双地域における「震災対応型アウトリーチ推進事業」を「NPO法人 相双に新しい精神医療保健福祉システムをつくる会」に業務委託して実施しております。

6 自殺対策関連事業

(1) 市町村人材育成事業

ア 市町村自殺対策主管課長及び担当者会議・研修会

自殺対策基本法の一部改正により取り組みの中心が市町村となり、更に自殺対策計画の策定が義務化されました。市町村が自殺対策計画の円滑な策定及び進行管理を実施し、計画に基づき全庁的に自殺対策を推進していくことができるよう支援することを目的に研修会を開催しました。

日時 令和2年10月29日(木) 13:30～15:40

開催方法 Zoomによるオンライン会議及び研修会

参加者 71名

内容 ①行政説明「市町村自殺対策計画の策定状況及び策定支援について」

「市町村で自殺対策を進めるために(令和2年度版)について」

「ストレス対策ガイドブック(高校生)2020～自殺予防教育のための指導者の手引き～」について

「自殺対策メールマガジンの配信について」

説明者 福島県地域自殺対策推進センター職員

②講義「市町村自殺対策計画の策定と進捗管理について」

講師 厚生労働大臣指定いのち支える自殺対策推進センター 地域支援室長 反町吉秀氏

③グループワーク・全体共有「ウィズコロナにおける自殺対策」他

イ 市町村自殺対策計画策定及び進行管理への支援

平成28年改正の自殺対策基本法において、全ての市町村に自殺対策計画の策定が義務化されたため、平成30年度に作成した「市町村自殺対策計画策定に係る支援方針」により、市町村における自殺対策計画の策定及び進行管理について、市町村及び保健福祉事務所に対して必要な支援及び情報提供を行いました。

○市町村自殺対策計画策定済み市町村数(令和3年3月末現在) 47市町村(79.7%)

(ア) 保健福祉事務所への支援

○相双保健福祉事務所

①「大熊町自殺対策計画策定打合せ」に出席

日時 令和2年5月8日(金)13:00～15:30

開催場所 相双保健福祉事務所

出席者数 3名

②「川内村自殺対策計画策定打合せ」に出席

日時 令和2年12月9日(水)13:30～15:00

開催方法 Zoomによるオンライン打合せ

出席者数 5名

(イ) 市町村への支援

①郡山市セーフコミュニティ推進協議会 自殺予防対策委員会委員

②計画素案への意見

市町村数 2市町村(金山町、新地町)

③JJメール等による支援

ウ 若者自殺予防事業

福島県における若年層の自殺の状況としては、ほぼ全国と同程度の自殺死亡率となっていますが、全国の自殺死亡率と比較し統計的に有意に高くなる年もあり、福島県においても若年層の自殺は依然、深刻な問題であり、喫緊な対応が求められている状況にあります。

また、自殺は男女ともに20歳を境に増加することから、現在の自殺を予防するだけでなく将来を見据えた自殺予防を目指し、当センターでは、平成27年度から若年層に対する事業を強化し実施しています。

(ア) 若者自殺予防教育に関わる人材育成研修会

学校における自殺予防教育に対応できる人材を育成するために、基本的知識や技術の習得を図る研修会を開催しました。

日時 令和2年12月4日(金) 13:30～16:30

開催方法 Zoomによるオンライン会議及び研修会

参加者 77名

内容 ○講義「自殺予防の一つとしてのストレス対策教育について」

～「ストレス対策ガイドブック(高校生)2020 自殺予防教育のための指導者の手引き」から～

講師 福島県精神保健福祉センター所長

○授業の展開例

第1時「人生のリスクに備える」

講師 福島県精神保健福祉センター所長

第2時「『相談』ってどう聞く?どう話す?～悩みを持つ友人に声をかけ、話を聞いて、信頼できる人につなぐ～」

講師 福島大学 子どものメンタルヘルス支援事業推進室 特任教授 佐藤 則行氏

○情報交換・全体共有

ロールプレイ「好ましくない聞き方」「好ましい聞き方」

情報交換「自殺予防教育の取組 現在と今後できること」等

(イ) 自殺予防教育に関する教材及び若者自殺予防啓発用グッズの配布

県内の高等学校における自殺予防教育の推進を図るため、福島県教育委員会と共同で作成した教材を県内の高等学校等へ配付しました。また、援助希求や援助提供等の自殺予防に必要な知識や適切な相談窓口を普及啓発するため、若者自殺予防啓発用グッズを配布しました。

① 「ストレス対策ガイドブック(高校生)2020～自殺予防教育のための指導者の手引き～」の配付

配布先 県内の高等学校(103校)、特別支援学校、教育事務所、県臨床心理士会会員、市町村主管課、保健福祉事務所 等

配付数 1000部

② 「ストレス対策ガイドブック(高校生)2020」

配布先 県内の高等学校(103校)、特別支援学校、教育事務所、県臨床心理士会会員、市町村主管課、保健福祉事務所 等

配付数 1785部

③ その他、配布希望のあった市町村等の関係機関や研修会等において配布

配布グッズ 「こころりらくすファイル」「こころりらくすノート」「こころりらくすふせん」「こころりらくすシール」

(ウ) 当センターへの学生実習生を対象とした事業

① 実施回数 2回

② 内容 講話「自殺の現状と自殺予防」

講師 福島県精神保健福祉センター 自殺対策連携推進員

③ 受講者数 55名

(福島東稜高等学校看護専攻科 37名、福島県立総合衛生学院看護学科 18名)

(2) 対面型相談支援事業(自殺未遂者サポート事業)及び自死遺族等の相談支援

ア 職場における自殺の事後対応(ポストベンション)研修会

職場内または支援対象者等が、自殺の事後対応(ポストベンション)に取り組んでいくために、必要な知識の習得と支援技術の向上を図ることを目的に開催しました。

日時 令和3年2月4日(木) 13:30～15:45

開催方法 Zoomによるオンライン会議及び研修会

参加者 118名

内容 講演「職場における事後対応（ポストベンション）の実際」
講師 中央大学人文科学研究所 客員研究員 高橋 聡美 氏
(前 防衛医科大学校 精神看護学講座 教授)

イ 自死遺族及び自殺未遂者等への支援リーフレットの配布

当センター主催研修会で配付しました。

配布リーフレット 「大切な人を突然に亡くされた方へ」 160部
「自分を傷つけてしまった～相談の手引き～」 30部

ウ 自助団体（自死遺族等支援）への支援

(ア) 自助団体主催研修会等の周知 2回

(イ) 自助団体活動の周知：リーフレットの設置、精神保健福祉瓦版ニュースにて活動紹介

エ 保健福祉事務所等への技術支援

自死遺族及び支援者への対応に関する支援（電話メール等）

(3) こころの健康相談ダイヤル

自殺に関する電話相談を行うための専用電話を確保し、自殺予防のための相談体制の充実強化を図っています。また、この専用電話の電話番号を内閣府が設定している全国共通の電話番号とし、より多くの人が相談しやすい体制を整備しています。

- ① 名称 こころの健康相談ダイヤル
- ② 開設 平成21年9月～
- ③ 受付時間 平日(月～金) 9:00～17:00
18:30～22:00 (民間団体対応)
- ④ 相談内容 自殺関連、心の健康、精神疾患に関する相談
- ⑤ 相談員 保健師
- ⑥ 相談件数 1,204件 (内訳P7 こころの健康相談ダイヤルへの相談のとおり) (未記載)

(4) 普及啓発事業

自殺対策関連の各種リーフレットを作成し関係機関へ配布を行いました。

各種リーフレットは精神保健福祉センターのホームページに掲載しています。

<令和2年度発行>

- ① 市町村で自殺対策を進めるために (令和2年度版) 150冊
- ② ストレス対策ガイドブック (高校生) 2020 3,000冊
- ③ ストレス対策ガイドブック (高校生) 2020 自殺予防教育のための指導者の手引き 3,000冊

<ホームページ掲載>

- ① 生徒への自殺予防授業用テキスト 「ストレス対策ガイドブック (高校生版)」
- ② 指導者のための自殺予防テキスト 「学校における自殺予防 (平成30年版)」
- ③ 指導者のための自殺予防テキスト
「ストレス対策ガイドブック (高校生) 2020 自殺予防教育のための指導者の手引き」
- ④ 市町村で自殺対策を進めるためのマニュアル 「市町村で自殺対策を進めるために」
- ⑤ 若者の自殺対策に関わる支援者のためのテキスト 「若者の心を支える」
- ⑥ 相談窓口案内リーフレット 「ひとりで悩んでいませんか 相談機関のご案内」
- ⑦ 自死遺族、突然死・予想外の死の遺族支援リーフレット 「大切な人を突然亡くされた方へ」
- ⑧ うつ病予防パンフレット 「あなたのこころは元気ですか?～うつ病への気づきと対応～」
- ⑨ 薬物関連リーフレット 「薬物の問題で悩んでいませんか?」
- ⑩ 未遂者支援ハンドブック 「自分を傷つけてしまった～相談の手引き～」

- ⑪ 若者自殺予防普及啓発グッズ 「こころらっくすシール」
- ⑫ 「誰でもゲートキーパー」
- ⑬ アルコール関連リーフレット 「お酒の量が増えていませんか？」
- ⑭ アルコール関連リーフレット 「家族のアルコール問題で困っていませんか」
- ⑮ 社会資源情報ハンドブック 2021（第3版）

(5) 自殺対策のための情報交換メール(情報収集・提供)

自殺対策において、自殺対策関係者（市町村・保健福祉事務所）がどんな情報を必要としているかニーズを把握し、時宜に応じた情報提供や助言を行っています。

また、情報を自殺対策関係者（支援者）間で共有することにより、支援者の問題意識の醸成と知識の向上を図り、自殺対策事業の推進に役立っています。

ア 定期的メールによる情報提供

令和2年6月より、「自殺対策メールマガジン」を4～6週に一度（計8回）発行しました。

自殺対策に関するテーマの特集記事と、アディクションのページを主に掲載。自殺対策に関する研修会後は、実施報告を掲載。

【特集】 COVID-19の自殺への影響、生活困窮と自殺、自殺対策に関わる統計と使い方、若者の自殺対策、援助希求、自殺対策のニーズアンケートのまとめ、自殺の危機経路、エンパワーメント

【アディクションのページ】 アディクションとは、生活困窮と依存症、ギャンブル等依存症、ネット依存（ゲーム障害）について、依存症の家族支援、SBIRTSの取組紹介、アディクションフォーラム（精神保健福祉センター主催）の報告、アディクションスタッフミーティング（精神保健福祉センター主催で隔月開催）の報告

【研修会実施報告】 若者自殺予防教育における人材育成研修会、職場における自殺の事後対応（ポストベンション）研修会

イ 随時のメールによる情報提供・助言

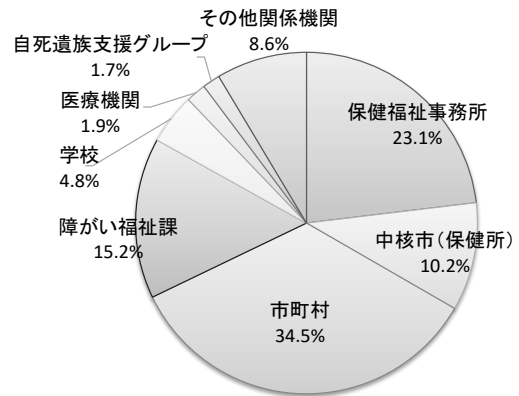
メール・電話による問い合わせを受け付け、回答しました。

前年度と比較して問合せ件数は減少しましたが、中核市からの相談実数が倍以上、障がい福祉課からの相談実数が3倍になりました。相談延数では、市町村からの相談件数が1.3倍になりました。前年度と比較して学校からの問い合わせ件数が大きく減少したことから、相談件数が減少したと考えられます。

相談内容では、前年度までは市町村の自殺対策計画策定に関する相談が100件を超えていましたが、計画策定が完了した市町村が8割を超えたことから、計画策定に関する相談件数が減少したと考えられます。

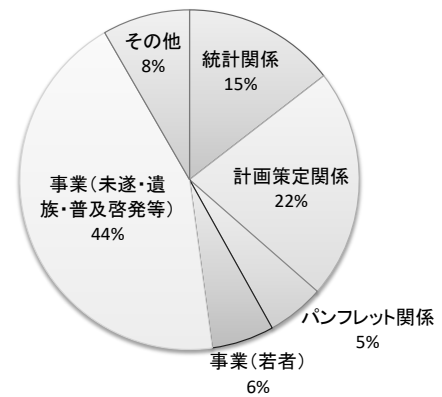
問合せ機関	実 (件)	延 (件)
保健福祉事務所	61	97
保健所 (中核市)	35	43
市町村	67	145
障がい福祉課	48	64
学校 (中・高・大学・専門、養護教諭)	15	20
医療機関	8	8
自死遺族支援グループ	5	7
その他関係機関	30	36
合計	269 (前年 340)	420 (前年 485)

(R3.3月末)



相談内容	実 (件)	延 (件)
統計関係	42	61
計画策定関係	60	92
パンフレット関係	17	23
事業 (若者)	17	25
事業 (未遂・遺族・普及啓発等)	101	184
ケースに関する相談	0	0
その他	32	35
合計	269 (前年 340)	420 (前年 485)

(R3.3月末)



(6) 自殺対策事業の技術支援 (自殺対策計画策定支援、若者自殺予防事業を除く)

ア 保健福祉事務所が主催する自殺対策の研修会・会議への協力、情報提供等 (依頼により実施)

(ア) 県北保健福祉事務所

自殺対策事業の打ち合わせ (令和2年6月29日)

イ 障がい福祉課が主催する自殺対策の会議への協力、情報提供等 (依頼により実施)

(ア) 自殺予防週間啓発に係るテレビスポットCM企画に係る審査員 (令和3年7月16日、7月21日)

(イ) 次年度の自殺対策事業の打ち合わせ (令和3年3月18日)

7 特定相談事業

(1) 特定相談窓口の設置

思春期精神保健及びアルコール関連問題に関する総合的な相談指導等を行うことにより、相談者の精神的健康の保持増進及び諸問題の解決を図っています。

対象 不登校、ひきこもり、対人関係、アルコール関連等に関する問題を抱えている者 (本人・家族等)

①開催日 主に第2、第4木曜日 13:00~16:00 (予約制) 18回

- ②場 所 精神保健福祉センター
- ③相 談 員 精神科医 (非常勤医師)、保健師、心理判定員
- ④相談件数 7件
 - 相談内容 思春期3件 アディクション4件
 - 相談者 家族のみ 1件 本人と家族 5件 本人と支援者 1件
 - 相談結果 助言終了 7件

(2) 思春期精神保健セミナー

思春期の時期に抱える心理面の問題に対して、広く県民の理解の促進を図ることにより地域精神保健の向上に資することを目的として行っています。(対象者 一般県民及び関係者)

- ①日 時 令和2年8月21日(金) 13:30~15:30
- ②場 所 郡山市中央公民館(勤労青少年ホーム)
- ③内 容 講演「ネット依存(ゲーム障害)の理解と対応 ~家族、支援者にできること~」
講師 独立行政法人国立病院機構 久里浜医療センター 前園 真毅 氏
- ④参加者 149名

8 薬物関連相談事業

(1) 薬物関連専門相談窓口の設置

薬物による精神障がい者やその家族に対して専門の相談員を配置し、個別相談指導を行うとともに、薬物関連問題の早期対応に努め、医療機関をはじめ関係機関等への紹介等を行っています。

(対象者 薬物依存症者及び家族)

- ① 日 時 原則毎月 第2水曜日 12回
第3木曜日 12回
- ② 場 所 精神保健福祉センター
- ③ 相 談 員 精神科医(非常勤嘱託医1名)、回復施設スタッフ(1名)
- ④ 相談件数 実 20件 延べ 34件

(2) 薬物家族教室の開催

薬物乱用・依存の問題を抱える家族を対象に、家族自身の回復を図るため、薬物依存症についての正しい知識、問題解決方法を学ぶとともに、家族同士の交流を目的に行っています。

精神保健福祉センター

- ①日 時 毎月第3木曜日 13:30~15:30
- ②開催回数 12回
- ③内 容 CRAFTプログラムによるセッションおよびグループミーティング
- ④参加者 実16名、延べ82名

9 依存症相談拠点事業

国が定める依存症対策総合支援事業実施要綱に基づき、アルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル等依存症に関する相談の拠点を精神保健福祉センター内に設置した。(令和2年4月1日)

実施体制として、依存症相談員を配置し、医療機関、民間団体・回復施設、関係機関との十分な連携体制を整備し、依存症関連問題に対応する。

(1) ギャンブル関連相談事業

ギャンブルの問題を抱える当事者及び家族支援として、下記の事業を行いました。

(ア) ギャンブル障がい当事者の回復支援

- ・SAT-G (島根ギャンブル障がい回復トレーニングプログラム)
 - ①日 時—毎月最終火曜日 13:30～15:00 (2クール実施 (1クールは全5回))
 - ②場 所—精神保健福祉センター
 - ③参加者数 参加者数—実3人 延べ18人
- ・SAT-G ライト (島根ギャンブル障がい回復トレーニングプログラム・ライト)
 - ①日 時—随時 (3クール実施 (1クールは全3回))
 - ②場 所—精神保健福祉センター
 - ③参加者数 参加者数— 当事者 実3人 延べ9人
支援者 実6人 延べ11人

(イ) ギャンブル家族ミーティング

- ①日 時 毎月第2木曜日 13:30～15:30
- ②場 所 精神保健福祉センター
- ③内 容 CRAFT教材を用いたプログラムとミーティング
- ④開催回数 10回
- ⑤参加者数— 実22人 延べ74人

(2) アディクション関連相談スタッフミーティング

ミーティングの目的

- 関係機関におけるアディクション関連問題への取り組み状況の共有と地域で支えるネットワークづくり・顔の見える関係づくり
- アディクション、依存症関連問題の理解促進
- 依存症者当事者・家族へのタイムリーな支援体制の検討
- 相談支援者等の自己研鑽と支援にあつてのストレス軽減

- ①対 象：県相談機関、国司法関係機関、県内精神科病院、相談支援事業所等の支援者
- ②場 所：福島県精神保健福祉センター デイルーム

	開催日・参加者	実施内容
1	令和2年7月2日 参加者：23名	(1) 情報提供 依存症相談拠点について 県精神保健福祉センター (2) SAT-Gプログラムについて 県精神保健福祉センター (3) ミーティング
2	令和2年9月3日 参加者：25名	(1) 情報提供 ネット依存の理解と対応 事例紹介と研修復命 依存症相談員 (2) 自殺対策推進センターからの情報提供 自殺対策連携推進員 (3) ミーティング 自助グループを知ろう！ AA福島地区広報委員会 体験談 (4) ミーティング
3	令和2年11月5日 参加者：25名	施設見学 更生保護施設至道会 (1) 至道会の取り組み・施設見学 (2) 福島県再犯防止推進計画について (3) 事例検討 (覚せい剤事犯、20代前半の夫婦への支援) (4) ギャンブル依存症問題家族会の取り組み

4	令和3年1月7日 参加者：34名	(1) 情報提供 ひきこもり支援センターの取り組み～相談状況と支援～ 福島県ひきこもり支援センター (2) 講演 『やっかれんこの16年』NPO法人全国薬物依存症家族会連合会
5	令和3年3月4日 参加者：32名	(1) 情報提供 『依存症治療拠点における対応について』 医療法人為進会寿泉堂松南病院 (2) 講演 『依存症と法テラス・弁護士の業務』 日本司法支援センター福島地方事務所・法テラス福島法律事務所
	計 139名	

10 精神保健福祉協力組織の育成

地域住民による組織的活動の向上を図るため、家族会、患者会、社会復帰事業団体など都道府県単位の組織の育成に努めるとともに、保健所、市町村並びに地区単位での組織の活動に協力しています。

精神保健福祉関係組織	一般社団法人福島県精神保健福祉協会 各種自助グループ、アディクション関連（薬物、アルコール、ギャンブル、共依存等）、自死遺族等
------------	--

	患者会	家族会	断酒会等 依存症の自助団 体、グループ	その他
支援回数等	26	0	3	0

11 福島県精神医療審査会事務（精神保健福祉法第12条に基づく審査会）

精神医療審査会は、適正な医療及び保護するために、患者本人の意志によらない入院や行動の制限等を行わなければならない場合があるという精神医療の特殊性を踏まえ、医療の提供及び人権の擁護の観点から入院の必要性についての適否及び患者の処遇について審査を行っています。

(1) 審査会の体制

- ①委員数 20名（医療委員12名、法律委員4名、学識委員4名）
予備委員数 26名（合議体に属さず、退院請求の意見聴取を行う委員／医療委員13名、法律委員6名、学識委員7名）
- ②合議体数 4合議体

③審査会開催数 2回/月(毎月第2・第4水曜日)

④全体会開催数 1回/年

(2) 届出書類の審査状況

種類	項目 件数	引き続き現在の入院 形態での入院が適当	他の入院形態へ の移行が適当	入院の継続は 適当でない	定期の報告等に 係る審査保留
医療看護入院者の入院届	2,530	2,530	0	0	0
措置入院者の 定期病状報告書	17	17	0	0	0
医療保護入院者の 定期病状報告書	1,587	1,587	0	0	0
合計	4,134	4,134	0	0	0

(3) 退院等請求

	請求 件数	入院形態		請求区分		性別		取下 件数	意見聴取		審査 件数	未処 理
		医療 保護	措 置	退 院	処遇 改善	男	女		実施 件数	書面 件数		
平成28年度処理	36	33	3	35	1	20	16	10	22	2	24	2
29年度受理	49	44	5	41	8	37	12	17	26	6	31	1
30年度受理	51	50	1	42	9	36	15	7	35	8	43	1
31年度受理	43	37	6	36	7	31	12	13	26	3	31	2
令和2年度受理	54	51	5	49	5	35	19	19	31	6	34	5

(4) 実地審査との連携

①実地審査対象者の選定

合議体は実地審査対象者を選定し、知事に報告をします。 対象者選定病院数 29病院

②実地審査結果についての審査

知事は実地審査結果について合議体に報告し、合議体は実地審査において「要検討」とされた案件について審査を行っています。審査終了後は、知事に対して審査結果を報告しています。 審査件数 0件

12 災害時精神医療体制整備事業

(1) 災害派遣精神医療チーム(DPAT)

福島県では、大規模災害時に活動する災害派遣精神医療チーム(DPAT)の派遣に向けた研修開催のほか、国DPAT事務局主催訓練・研修会等への参加や、有事対応体制・資機材等の整備を進めております。

(2) 災害等発生時の心のケア事業

(ア) 令和元年台風19号災害に関する心のケア

DPAT活動を引き継ぐ形で、当センター主体による「ふくしま被災地心のケア事業」(厚生労働省補助事業)を実施し、心理士等の派遣によるリラクゼーションや心の健康相談会を行いました。

(イ) 新型コロナウイルス感染症に関する心のケア

新型コロナウイルス感染症流行に伴って生じる不安感やストレスに対して、精神保健上の相談支援や、地域に

おける心のケア体制の確保等を行いました。

①相談支援

・心のケア支援員等による相談対応 相談件数 310件

②地域における心のケア体制の確保

・県内の心のケア体制の整備、フロー図等作成

③関係機関との連携・技術支援

・市町村における相談窓口広報に対する助言

④研修・広報

・医療機関・社会福祉施設等の職員向け啓発資料の作成

・研修会における情報提供

13 精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療（精神通院医療）の判定及び承認

(1) 精神障害者保健福祉手帳の申請に対する判定事務（精神保健福祉法第45条第1項）

精神障害者保健福祉手帳は、一定の精神障がいのある状態にあることを認定することにより、手帳の交付を受けられた方に対し、各方面の協力により各種の支援策が講じられることで、精神障がい者の社会復帰、自立及び社会参加の促進を図ることを目的としています。

①年間申請件数 7,984件

②年間交付件数

	1 級	2 級	3 級	合 計
令和2年度	791	4,269	2,852	7,912

③不承認件数 72件

④年度末手帳所持者数

	1 級	2 級	3 級	合 計
令和2年度	1,396	7,993	5,465	14,854

(2) 自立支援医療（精神通院医療）の支給認定（障害者総合支援法第52条第1項）

障害者総合支援法に基づき、精神疾患の治療のために医療機関に通院する場合に、医療費の自己負担分の一部を公費で負担する制度です。入院医療費は対象になりません。

①年間申請件数（うち新規件数） 27,540件（2,541件）

②承認件数 27,539件

③不承認件数 1件

④年度末所持者数 27,539人

Ⅲ 参考資料

1 精神科病床を有する病院数、入院患者数

精神科病床を有する病院数、入院患者数

令和元年6月末現在

設置主体別	病院別	精神科病院		一般病院		総精神 病床数	指定 病床数	病 床 普及率 (人口万対)	病床利用	
		病院数	病床数	病院数	病床数				入院 患者数	利用率
総 数	31	23	5,388	8	781	6,169	186	33.4	4,628	75.0
県 立	2	1	196	1	49	245	1	1.3	130	53.1
指定病院	21	19	4,854	2	454	5,308	185	28.7	4,095	77.1
そ の 他	8	3	338	5	278	616	-	3.3	403	65.4

(注) 1 指定病院とは、精神保健福祉法第19条の8に基づく指定病院をいう。

(注) 2 人口万対は、平成31年10月1日現在人口による。

出典：平成31年度精神保健福祉関係資料

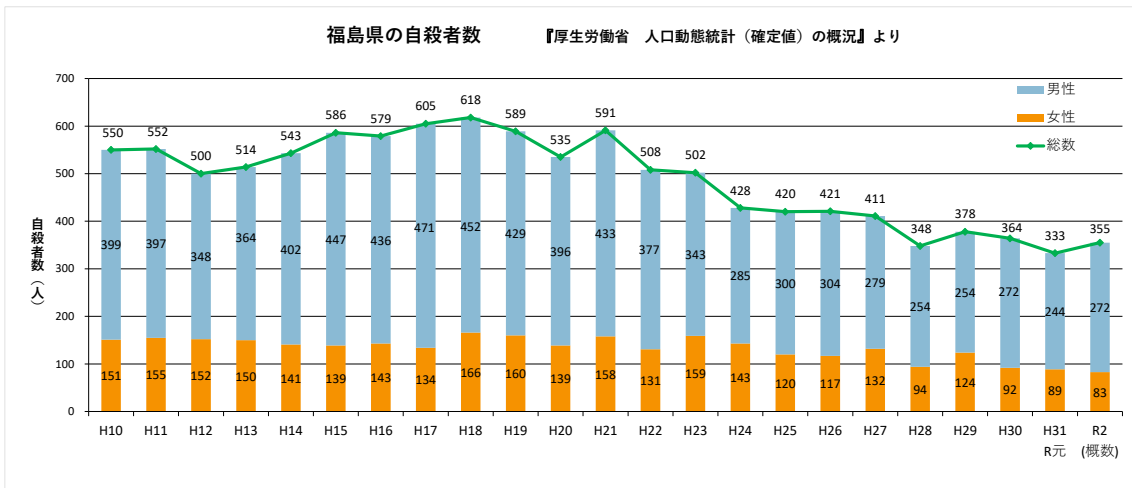
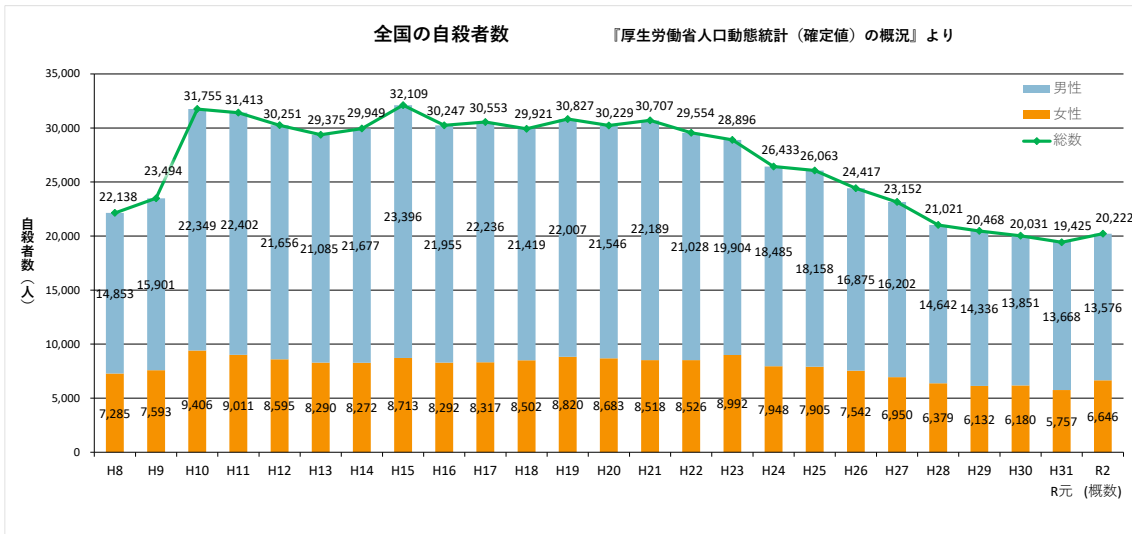
2 在院患者数、性・年齢・病類別

項 目	総 数	男 性			女 性			措置 入院 患者数 (再掲)
		20歳未満	20歳以上 65歳未満	65歳以上	20歳未満	20歳以上～ 65歳未満	65歳以上	
統合失調症、統合失調症型障害	2,514	2	684	592	3	560	673	10
気分(感情)障害	466	1	83	107	6	101	168	1
症状性を含む器質性精神障害	1,052	-	61	418	1	23	549	-
アルツハイマー病型認知症	639	-	15	240	-	8	376	-
血管性認知症	113	-	9	50	-	2	52	-
上記以外の精神障害	300	-	37	128	-	13	121	-
精神作用物質による精神障害	133	-	48	68	-	10	7	-
アルコール使用による精神障害	118	-	41	64	-	8	5	-
覚せい剤による精神障害	7	-	5	1	-	1	-	-
上記以外の精神障害	8	-	2	3	-	1	2	-
神経症性障害、ストレス関連障害	86	3	12	11	6	35	19	-
人格障害	23	-	7	1	3	9	3	1
その他の精神障害	65	8	31	-	7	17	2	3
精神遅滞(知的障害)	170	2	64	34	-	36	34	-
てんかん	84	1	30	21	-	12	20	-
その他	43	-	6	15	-	6	16	-
合 計	4,636	17	1,026	1,267	26	809	1,491	15

出典：平成31年度精神保健福祉関係資料

3 自殺者数の推移

(平成8 - 令和2年 全国・福島県)



令和2年度

福島県精神保健福祉センター所報（第49集）

発行日 令和3年12月
発行者 福島県精神保健福祉センター
〒960-8012 福島市御山町8番30号
TEL (024) 535-3556
FAX (024) 533-2408
E-mail seishokenfukusisenta@pref.fukushima.lg.jp
ホームページ <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21840a/>